

私立高等学校等入学金補助金の手続きについて

鈴鹿高等学校

私立高等学校等入学金補助金の手続きについてお知らせします。

制度の概要

①生活保護世帯・②住民税非課税世帯・③保護者等の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、85,500円未満の世帯（＝年収目安が約350万円未満）を対象に入学金が軽減される三重県の制度です。

支給額

入学金 50,000円の1/2の額 = 25,000円

支給方法

三重県から学校口座への入金を確認した後、9月頃に学納金引落口座へ振込

手続方法

「**入学金軽減申請書（様式A-2）**」に以下の書類を添付して提出してください。

生活保護世帯

「**生活保護法による保護受給証明書（原本）**」

住民税非課税世帯・都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満の世帯

「**令和7年度（令和6年分）課税証明書または非課税証明書（原本・保護者等全員分）**」

※入学金軽減申請書は、各自印刷して記入してください。

印刷できない場合は、事務局でお渡ししますので、受け取りをお願いします。

※本校の奨学生に該当しており、別途入学金が給付される場合も、本制度に該当する場合は必ず申請してください。

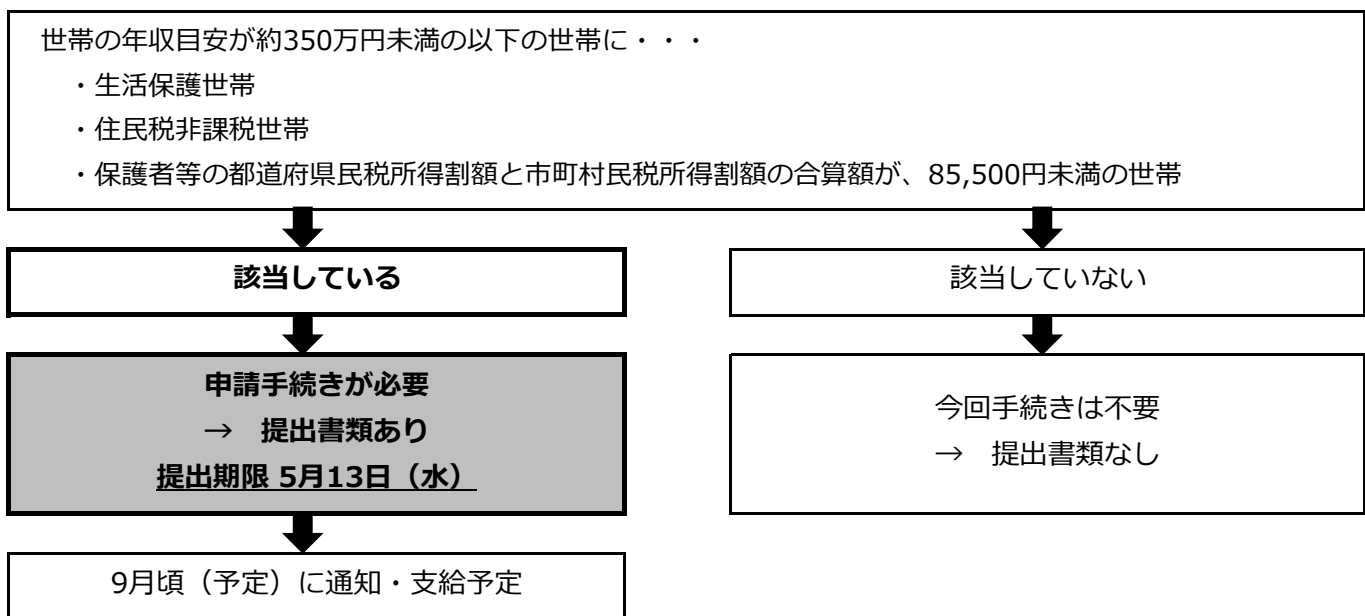
提出先

鈴鹿高等学校 事務局（受付時間：平日 8:00～17:00） ※担任への提出は不可

提出期限

令和8年5月13日（水）まで

手続きチェック表



制度内容につきまして、ご不明な点がございましたら、担当までお問合せください。